

IV. 令和5年度前期 岸和田サテライト開講授業

1. 大学院授業科目

授業科目名 (英語表記)	行政法 (Administrative Law)		
単位数	1	授業形態	講義・演習
担当教員	森口 佳樹		
開講	岸和田サテライト	区分	大学院
実施日・時間	第1回：4月15日(土) 9:00～12:00	第3回：5月6日(土) 9:00～12:00	
	第2回：4月22日(土) 9:00～12:00	第4回：5月20日(土) 9:00～12:00	
<p>【授業の概要・ねらい】</p> <p>統一法典が存在しないとされてきた行政法であるが、分野別に見れば統一的法典が整備されており、そのリニューアルが近時顕著である。本講義においては、行政救済法の分野における一般法である行政不服審査法と行政事件訴訟法を取り上げ、従来から指摘されてきた問題点とそれに対応する法改正、そしてなお残る問題点について、判例において指摘されてきた点を手掛かりとして順次検討する。この作業を通じて行政法総論・行政作用法の主要論点についても理解を深化させることとする。</p> <p>【授業計画】</p> <p>毎回、2名の担当者による報告・検討を予定とした割り振りとしておくが、受講生数により前後することとなる。</p> <p>第1回：行政救済法の全体像(国家補償と行政争訟)に関する基礎知識</p> <p>第2回：行政不服申し立て 教科書262頁から281頁</p> <p>第3回：行政訴訟の概要と取消訴訟の訴訟要件1 教科書282頁から297頁</p> <p>第4回：取消訴訟の訴訟要件2(処分性) 教科書297頁から305頁</p> <p>第5回：取消訴訟の訴訟要件3(原告適格と訴えの利益) 教科書305頁から316頁</p> <p>第6回：取消訴訟の本案審理 教科書316頁から328頁</p> <p>第7回：取消訴訟以外の抗告訴訟 教科書328頁から339頁</p> <p>第8回：当事者・民衆・機関訴訟 教科書339頁から345頁</p> <p>【到達目標】</p> <p>行政救済法の主要な論点について理解し、他者に自分の言葉により説明できるようになることを目標とする。</p> <p>【成績評価の方法・基準】</p> <p>報告の内容・レジュメ、討論への参加状況により評価する。</p> <p>【教科書】</p> <p>北村ほか著「行政法の基本」・第7版(法律文化社)。なお改訂版となる可能性があるので留意すること。</p> <p>【参考書・参考文献】</p> <p>別冊ジュリスト「行政判例百選Ⅰ・Ⅱ 第8版」(有斐閣)。</p> <p>【履修上の注意・メッセージ】</p> <p>特になし。</p> <p>【履修する上で必要な事項】</p> <p>教科書の76頁から253頁を一読したうえで参加すること。</p> <p>【履修を推奨する関連科目】</p> <p>憲法などの法律学関連の科目</p> <p>【授業時間外学修についての指示】</p> <p>講義は、各自に割り振られる報告とそれをめぐる質疑応答により進められるので、レジュメの作成や関連する判例の参照が必要となる。特に教科書で取り上げられている「囲み判例」については、必ず報告で触れてもらうので、その内容確認が必要となる。</p> <p>【その他連絡事項】</p> <p>受講登録が完了した段階で報告担当者を決定し通知するので、留意すること。</p> <p>【授業理解を深める方法】</p> <p>授業の講義に沿った重要文献を指示しますので受講生はその論文等を事前に読んだうえで解説・議論を行う発表形式も取り入れます。</p>			